**姫路市生活習慣病対策の推進に関する協定要領**

**１　事業の概要**

　姫路市が生活習慣病対策の推進やCKD（慢性腎臓病）対策等の重症化予防に積極的に取り組む企業等と協定を締結し、市民の糖尿病等の生活習慣病予防・重症化予防に関する取り組みを通じて、市民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

**２　対象企業等の要件**

　生活習慣病対策の推進やCKD（慢性腎臓病）対策等の重症化予防に向けた取り組みに意欲を有する企業

や事業者団体（以下「協定企業等」という。）で次項に掲げる活動内容に取り組めるものを対象とする。

**３　活動内容**

1. 生活習慣病の発症予防に関すること
2. CKD（慢性腎臓病）対策等の重症化予防に関すること
3. その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

**４　協定の手順**

　（１）募集の告知

　　　市ホームページ掲載のほか、保健所等に生活習慣病対策の推進に関する協定申込書(様式第１号、以下「申込書」という。)を設置する。

　（２）応募書類の提出

　姫路市保健所健康課へ郵送又は持参

　（３）申込書の提出があった場合には、書類審査等を行い、要件を満たすとともに取り組みが適切に実行されると見込まれる場合には、生活習慣病対策の推進に関する協定書を締結する。

（４）協定の有効期間

協定締結日から当該年度の末日までとし、有効期間満了の日の１か月前までに終了の申し出

がない場合は、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

**５　市の支援**

（１）協定企業等に生活習慣病対策に関する情報を提供する。

（２）協定企業等の取り組み内容等を広報誌、市ホームページへの掲載等により、市民に広報する。

　（３）協定企業等は、商品パッケージ、広告等に、生活習慣病対策の推進に関する協定を締結した企業である旨の表示をすることができる。

**６　その他**

1. この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

**附則**

　　この要領は令和元年５月１日より施行する。